

【しゅんせつ業務仕様書】

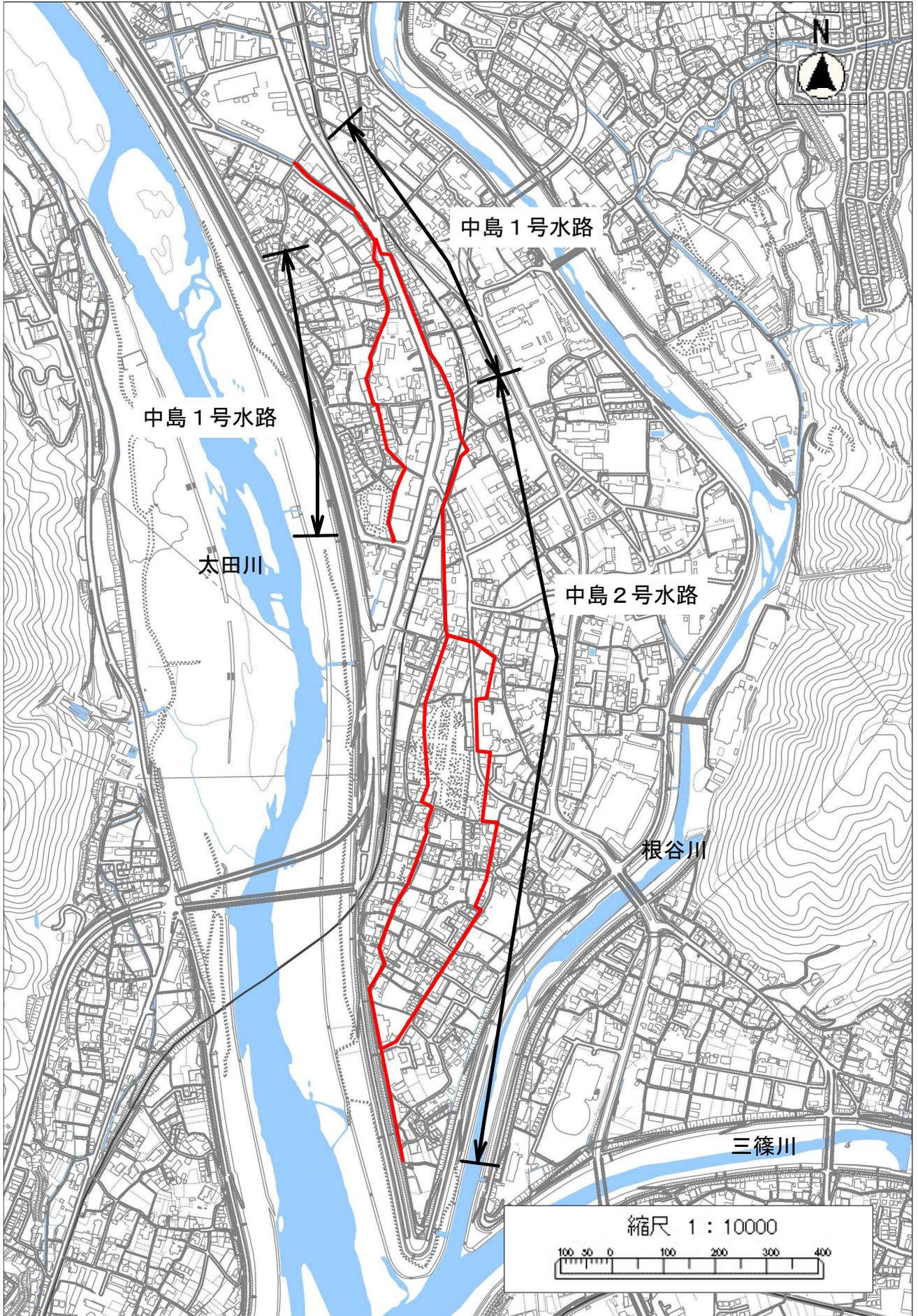
1. 業務名 中島1号ほか6か所水路しゅんせつ業務(7-1)
2. 業務の目的 用水路に堆積した土砂等をすべて取り除くことにより、施設の機能維持及び環境の改善を図るものである。
3. 業務の実施
 - 1) 実施にあたっては、住民から苦情等が出ないように留意し、善意を持って業務の遂行にあたること。
 - 2) 作業にあたり保安施設用の諸器材には、受託者の法人名称(会社名等)を明示すること。
 - 3) 実施にあたっては、道路使用許可条件を厳守し実施すること。
 - 4) 作業にあたり、下流側に土砂を流出させてはならない。
 - 5) 作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂で汚さないこと。
4. 安全管理
 - 1) 作業中は、一般車両等に支障をきたすことなく、歩行者や作業従事者の安全に配慮するとともに、交通整理員等の配置及び保安施設の設置等を行ったうえで作業すること。また、作業中に民有地施設及び道路施設を汚したり損傷した場合には、受託者において、必ず清掃及び修復すること。
 - 2) 暗渠、管渠等の密閉された業務箇所においては、作業前に厚生労働省で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素濃度等の調査を行うこと。
 - 3) 交通誘導警備員は、作業時に1日あたり2名配置すること。
5. 土砂等の積込・運搬
 - 1) 土砂等の運搬車両については、その使用にあたって、土砂等の流出及び飛散並びに臭気の漏出等の恐れのない構造の車両とすること。
 - 2) 積込にあたっては、土砂等の飛散により通行者及びその他の工作物を汚さないように措置を講ずること。
 - 3) 土砂等の処理方法及び処分場所については、契約締結の日から7日以内に報告すること。
 - 4) 受託者はしゅんせつ土(汚泥)を中間処理したときの検収表を本市へ提出すること。
 - 5) 業務完了後に写真帳・作業日誌・数量対比表等の必要書類を提出すること。
 - 6) 業務完了後に最終処分時点の搬出先受入書の写しを提出すること。

【しゅんせつ業務特記仕様書】

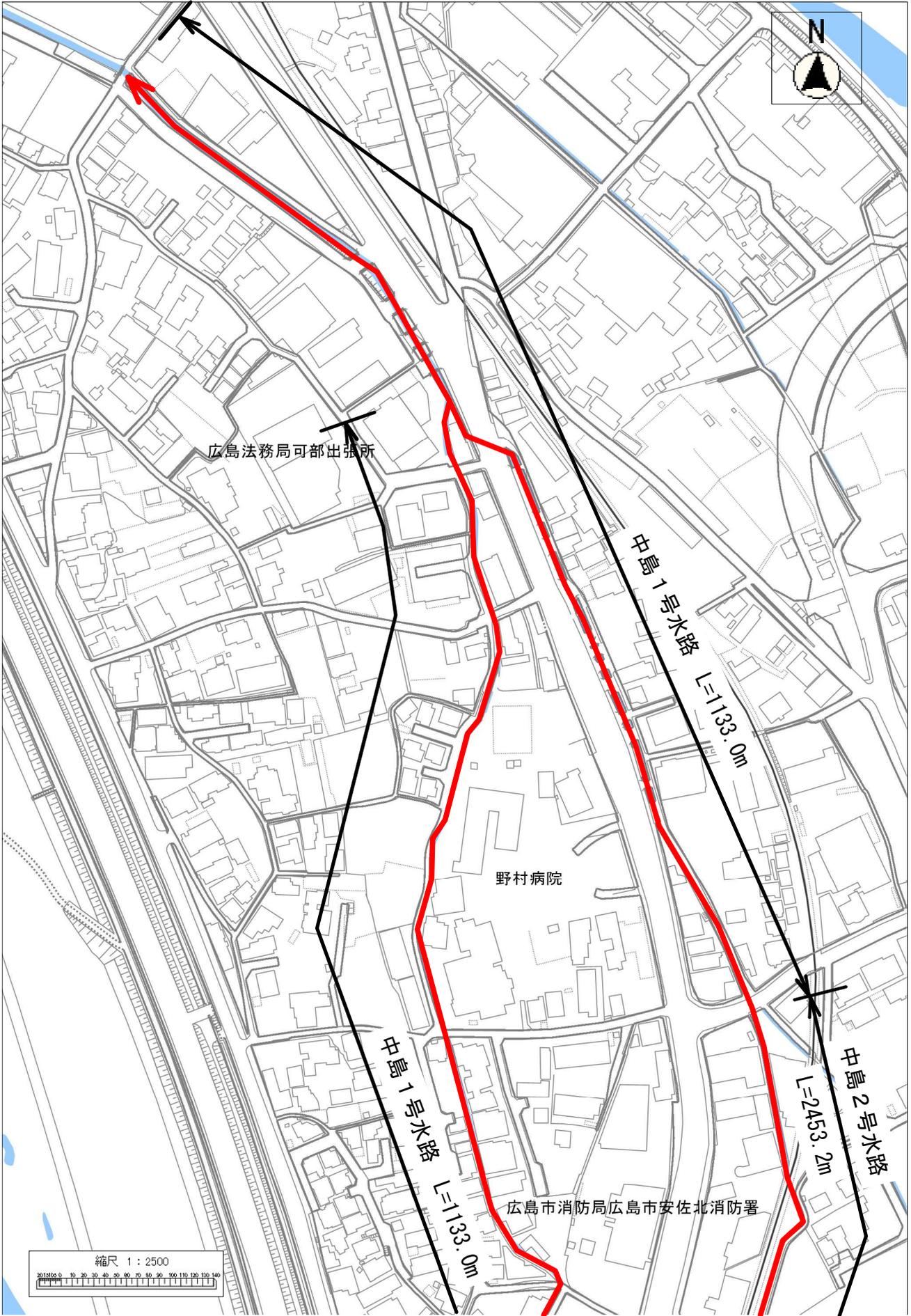
1. 受託者は、速やかに担当職員と作業日程等について協議すること。
2. 作業報告は、毎朝9時までに前日完了した路線と当日作業予定の路線を担当職員に報告すること。
3. 土のうを当日作業終点、他の水路と交わる箇所等に必ず設置すること。また、作業終了後は速やかに土のうを撤去すること。
4. 写真管理については、次の項目を撮影すること。
作業前・作業中・作業後・車両ナンバー・作業看板・運搬状況(中間処理場)・中間処理場の看板
中間処理状況(車両ナンバー・セメント固化状況・積込状況)・運搬状況(最終処分場)
最終処分場搬入状況・最終処分場看板等
5. 本業務で発生する汚泥については、セメント固化等の中間処理を施した後、次の運搬先に搬出する。

産業廃棄物	最終処分場所	備考
雨水汚泥	有機汚泥の再資源化施設又は産業廃棄物処分量の許可を受けている管理型処分場	本業務から発生する汚泥は、積算上再資源化するものとし(株)環境開発公社(佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460-18)で中間処理を行ったあと、(株)トクヤマへ搬出するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。

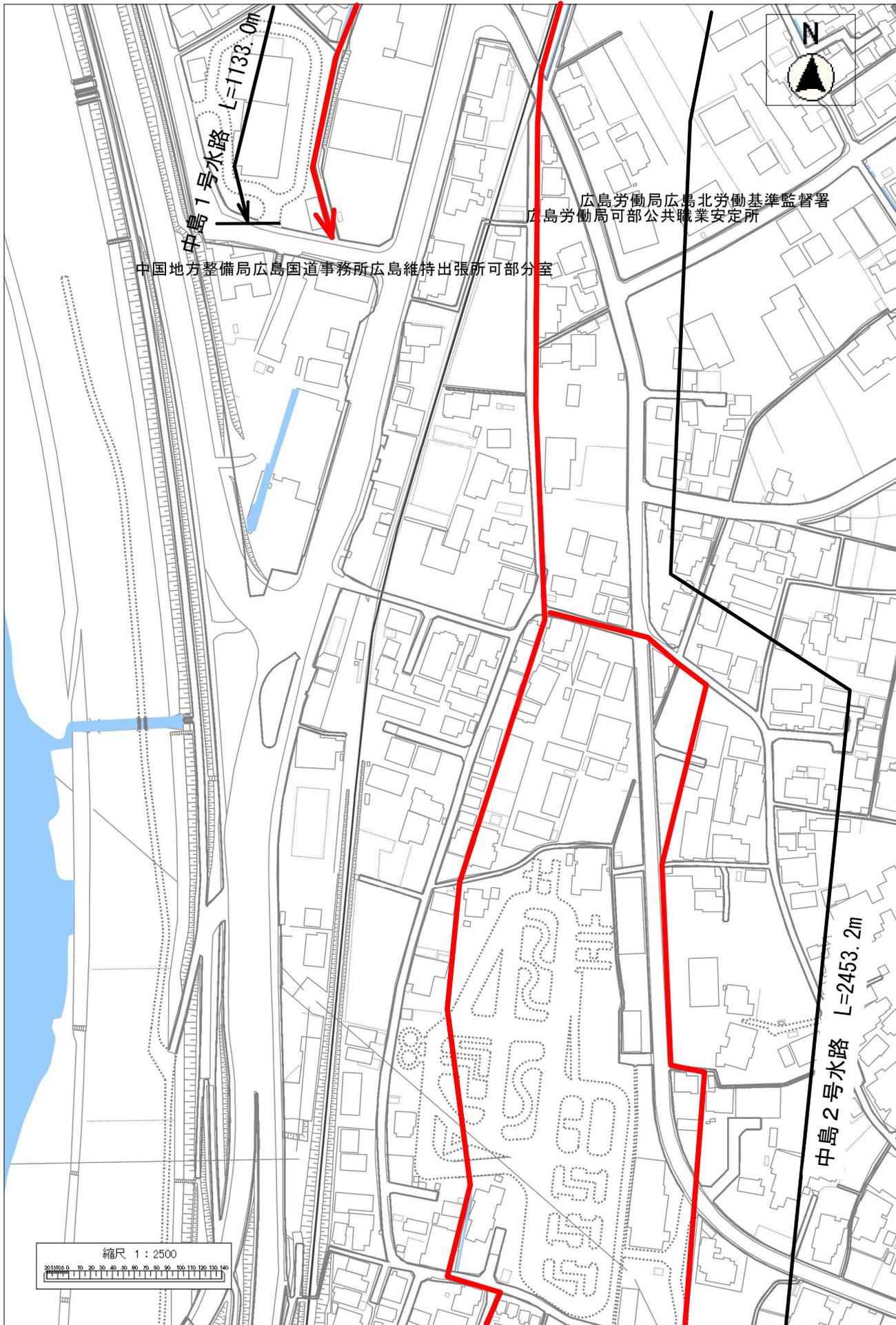
位置図



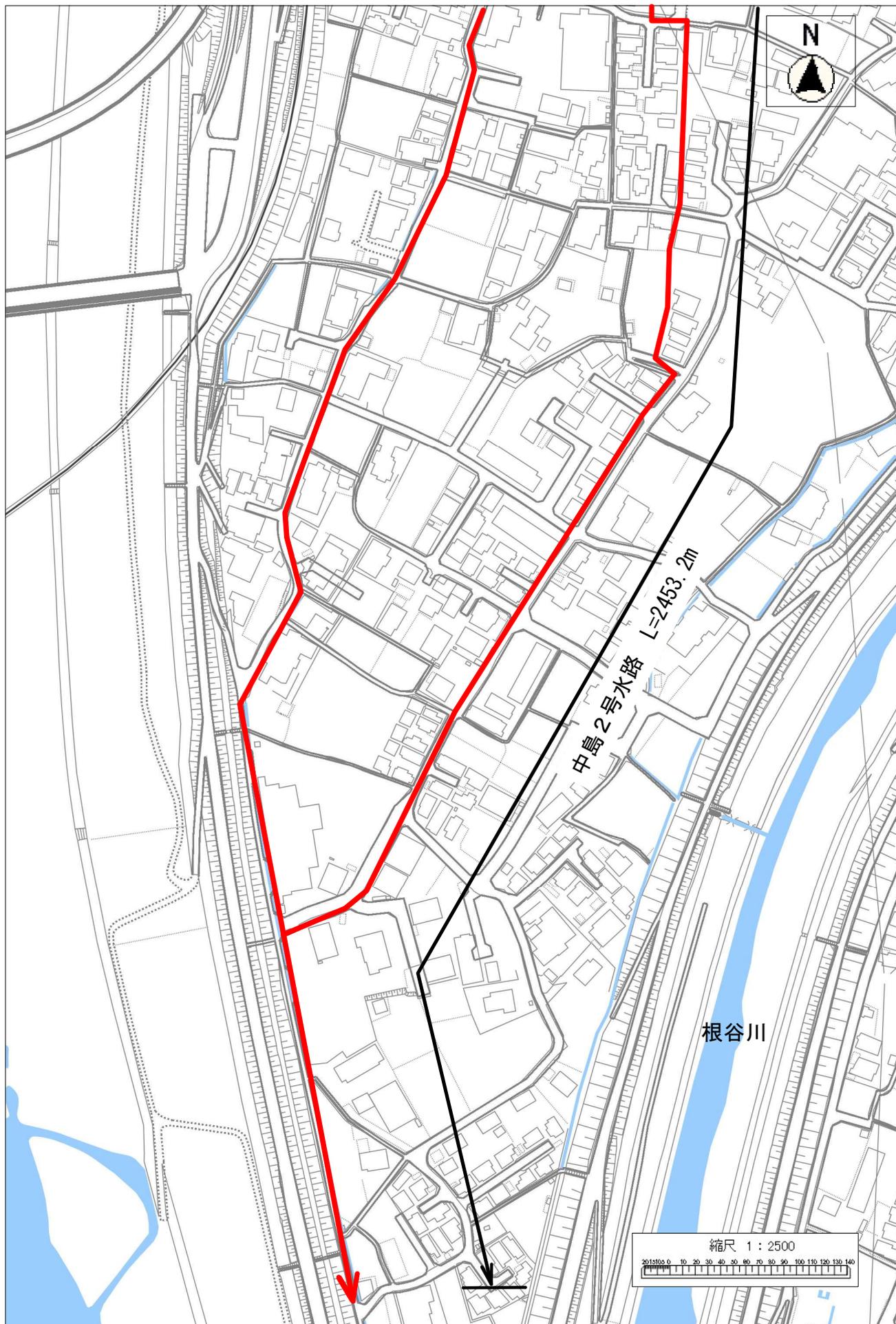
詳細図



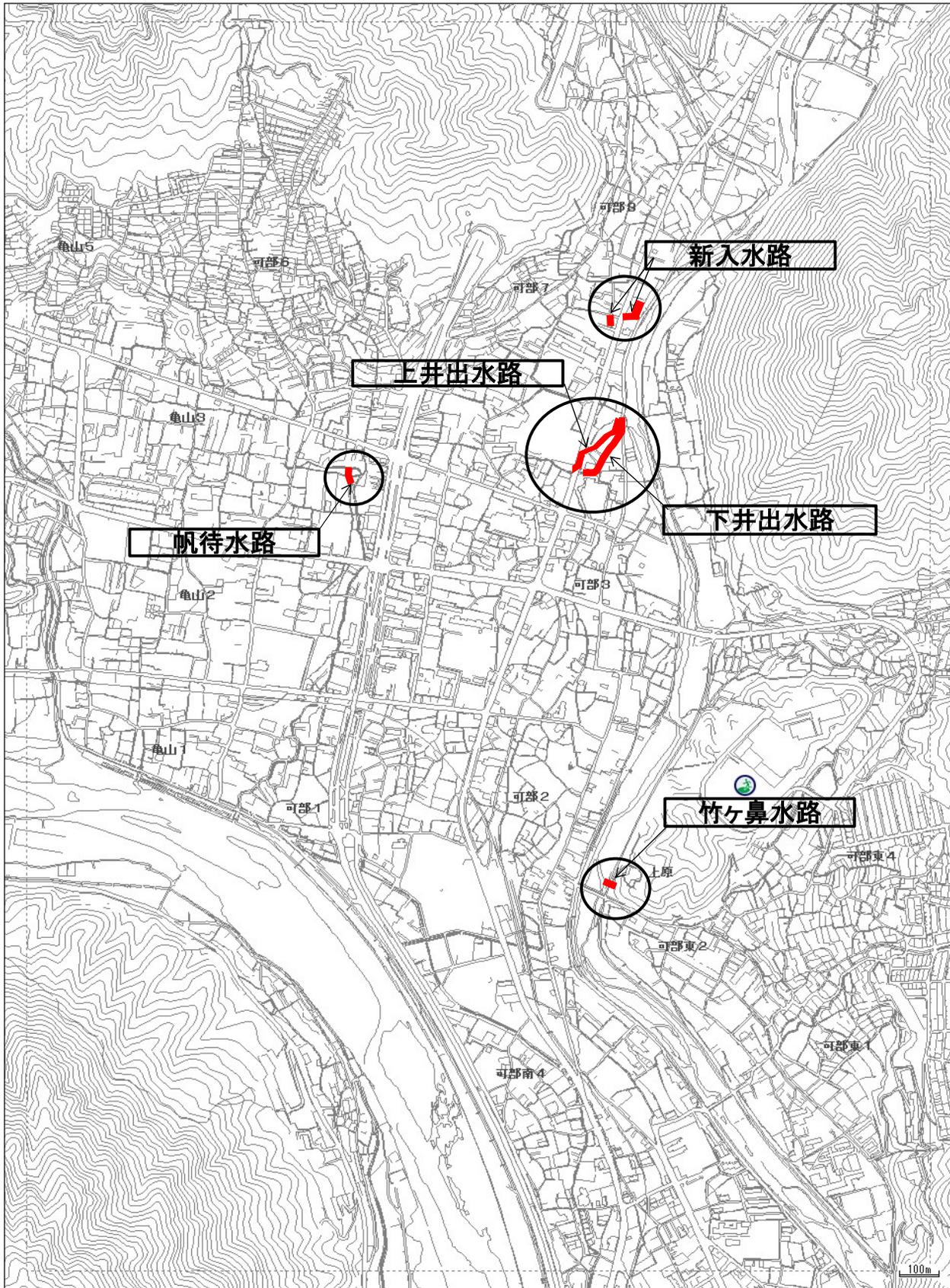
詳細図



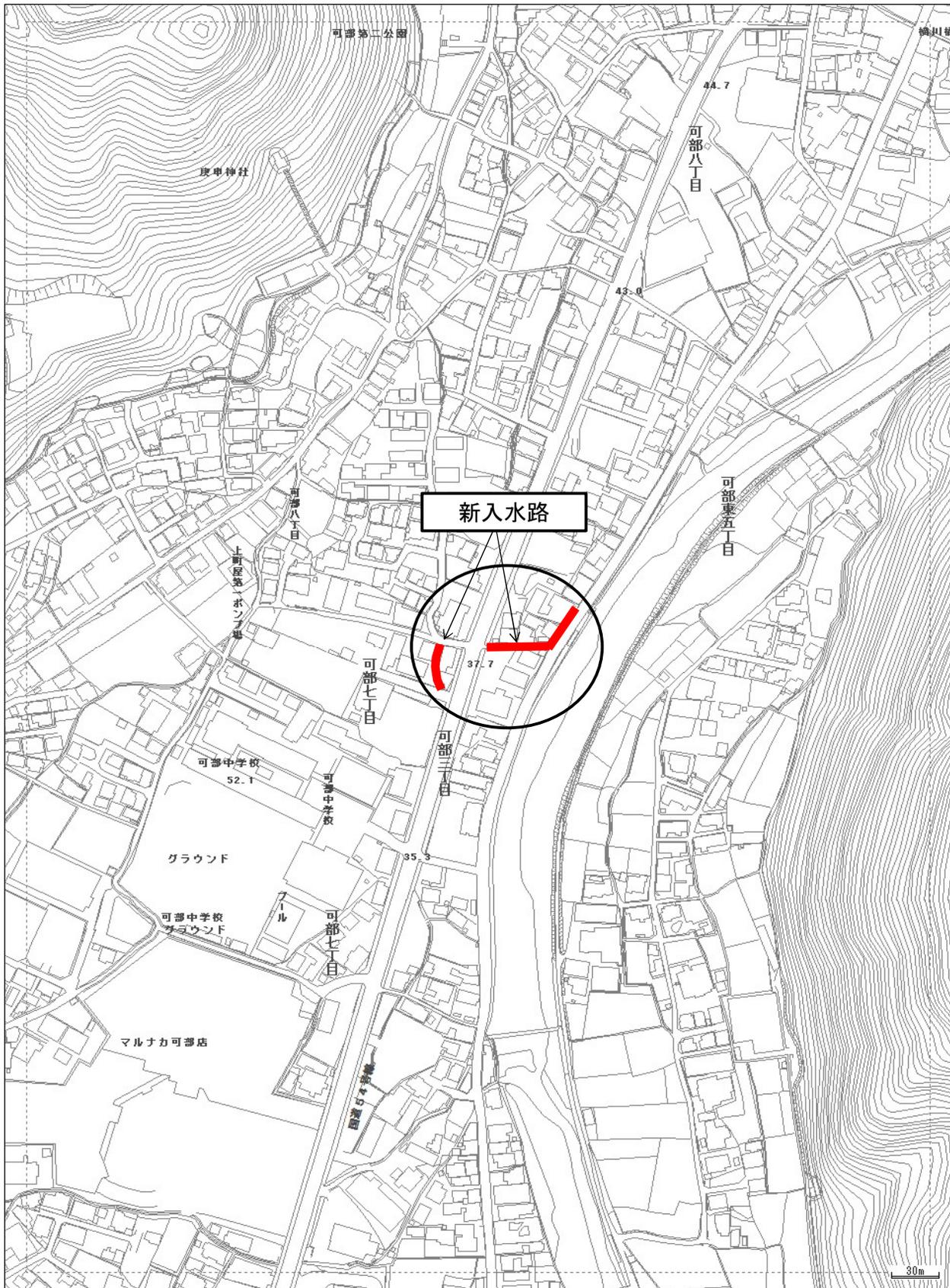
詳細図



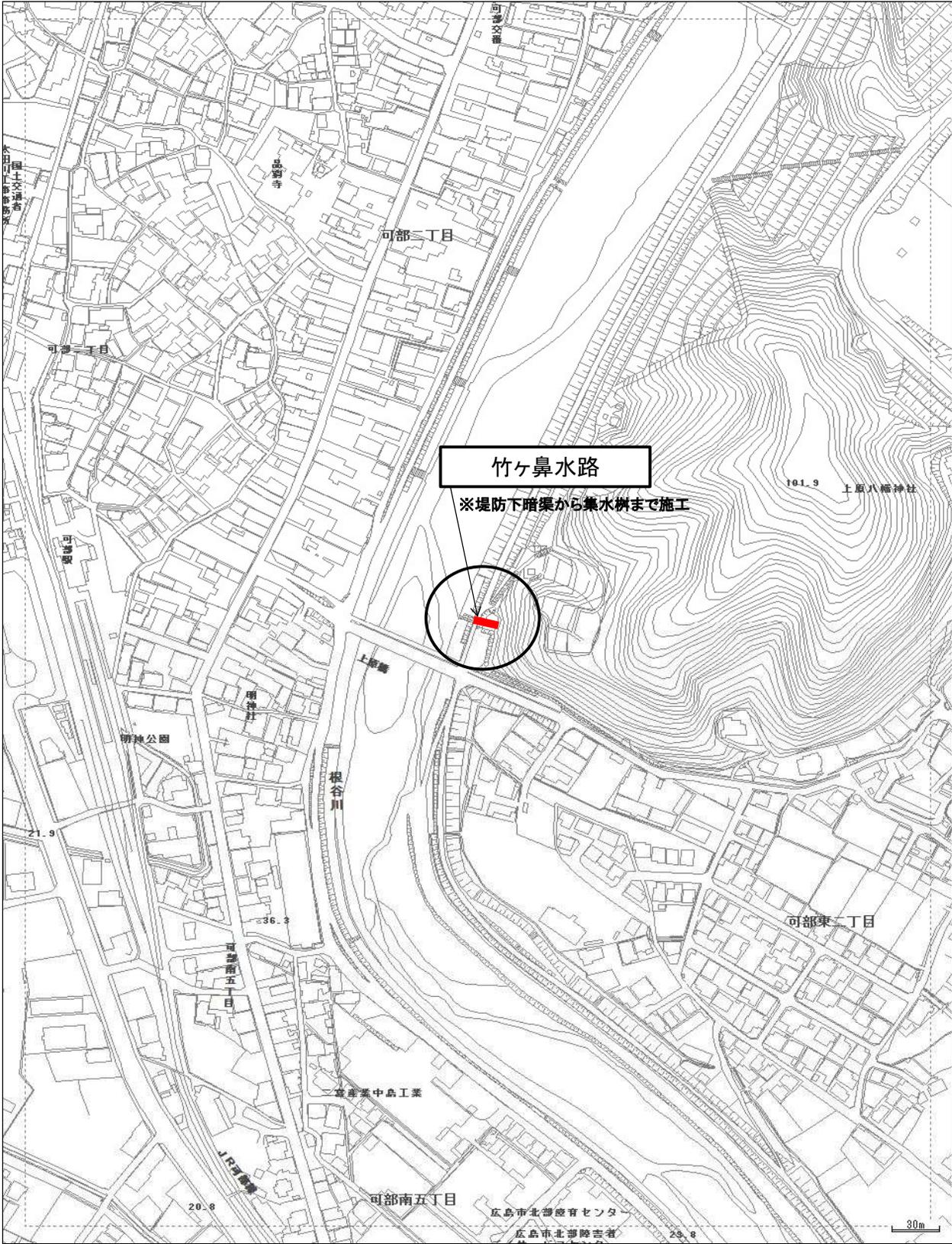
位置図



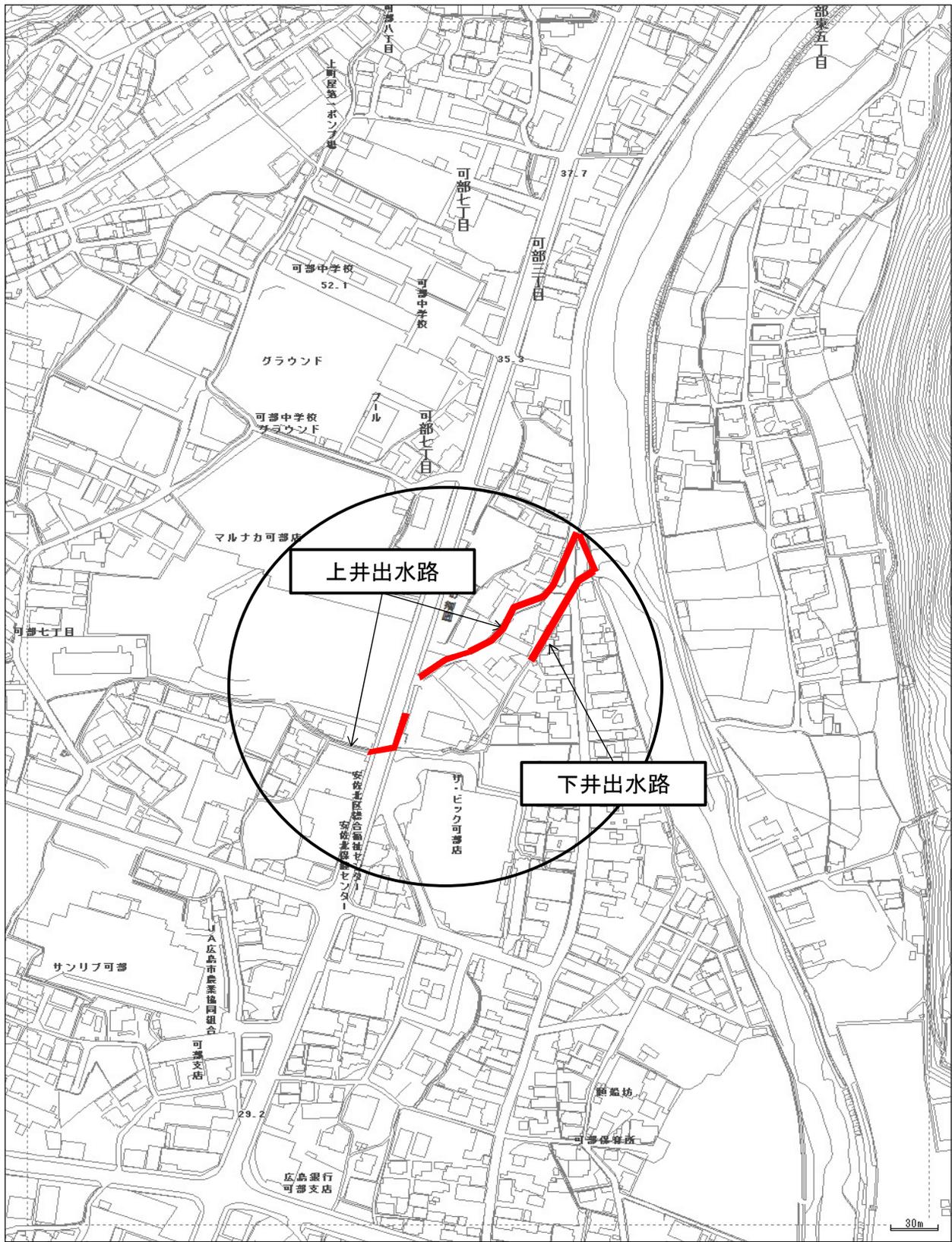
詳細図



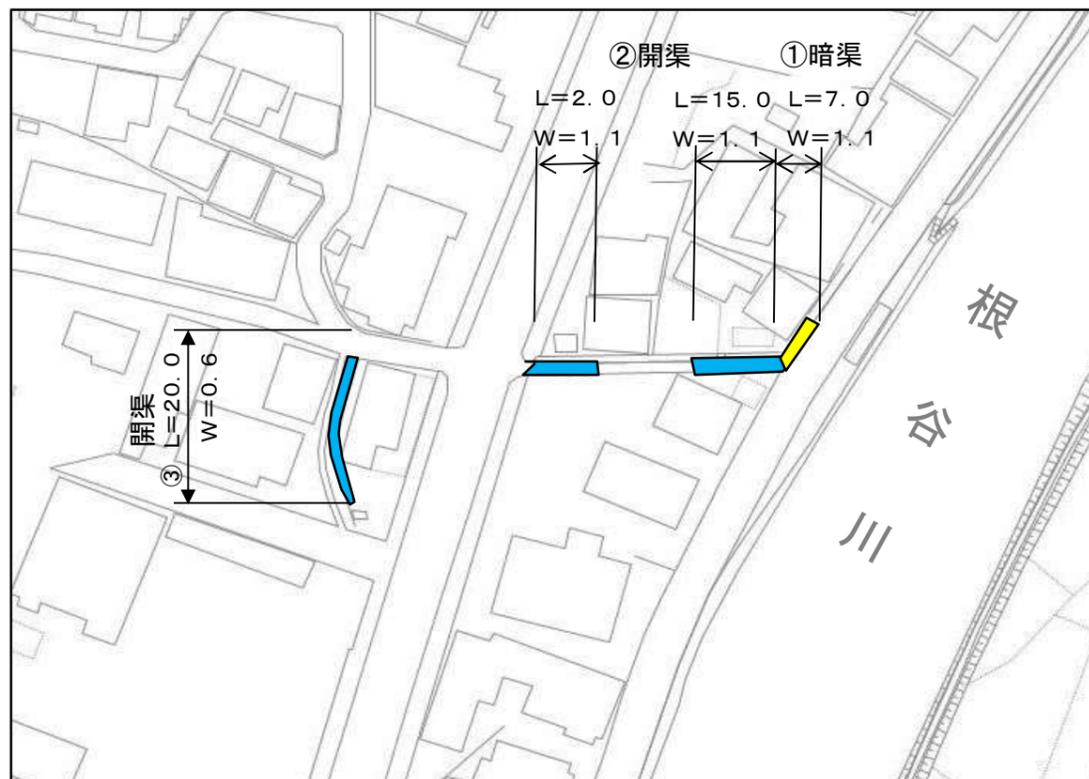
詳細図



詳細図



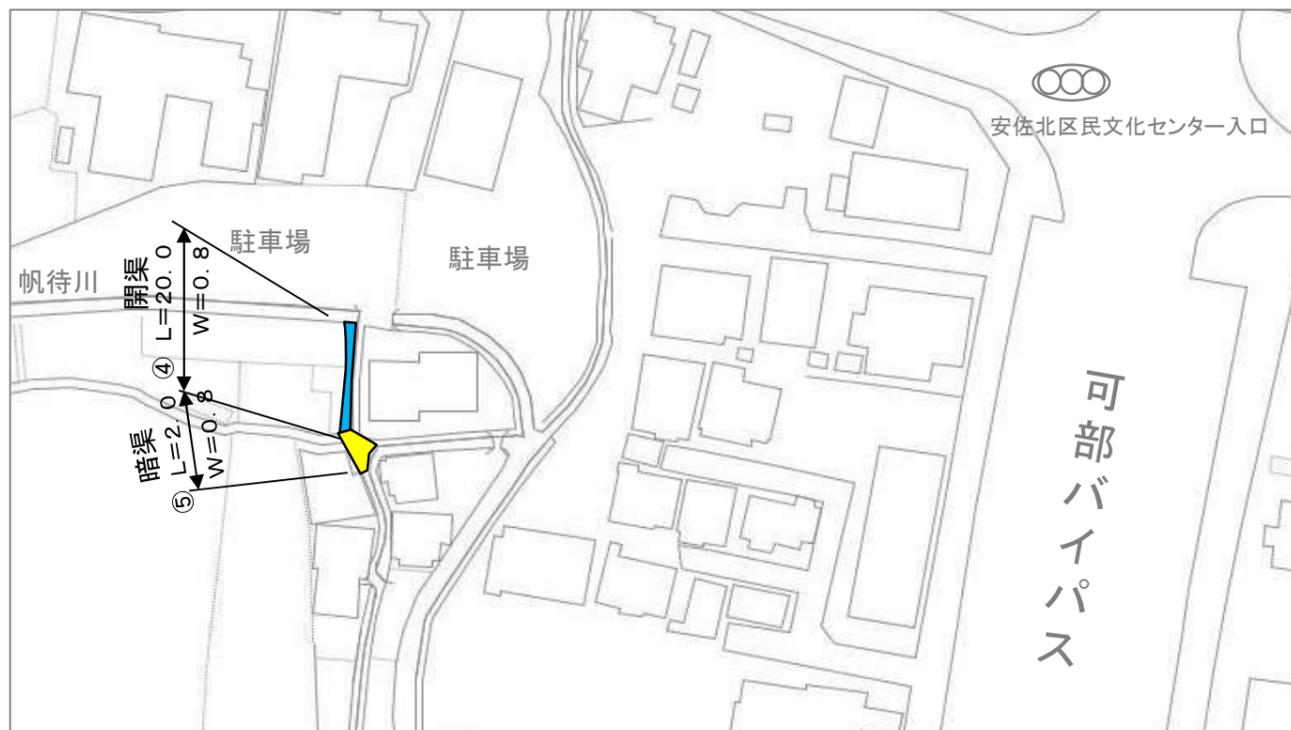
新入水路



竹ヶ鼻水路(新川用水樋門)



帆待水路

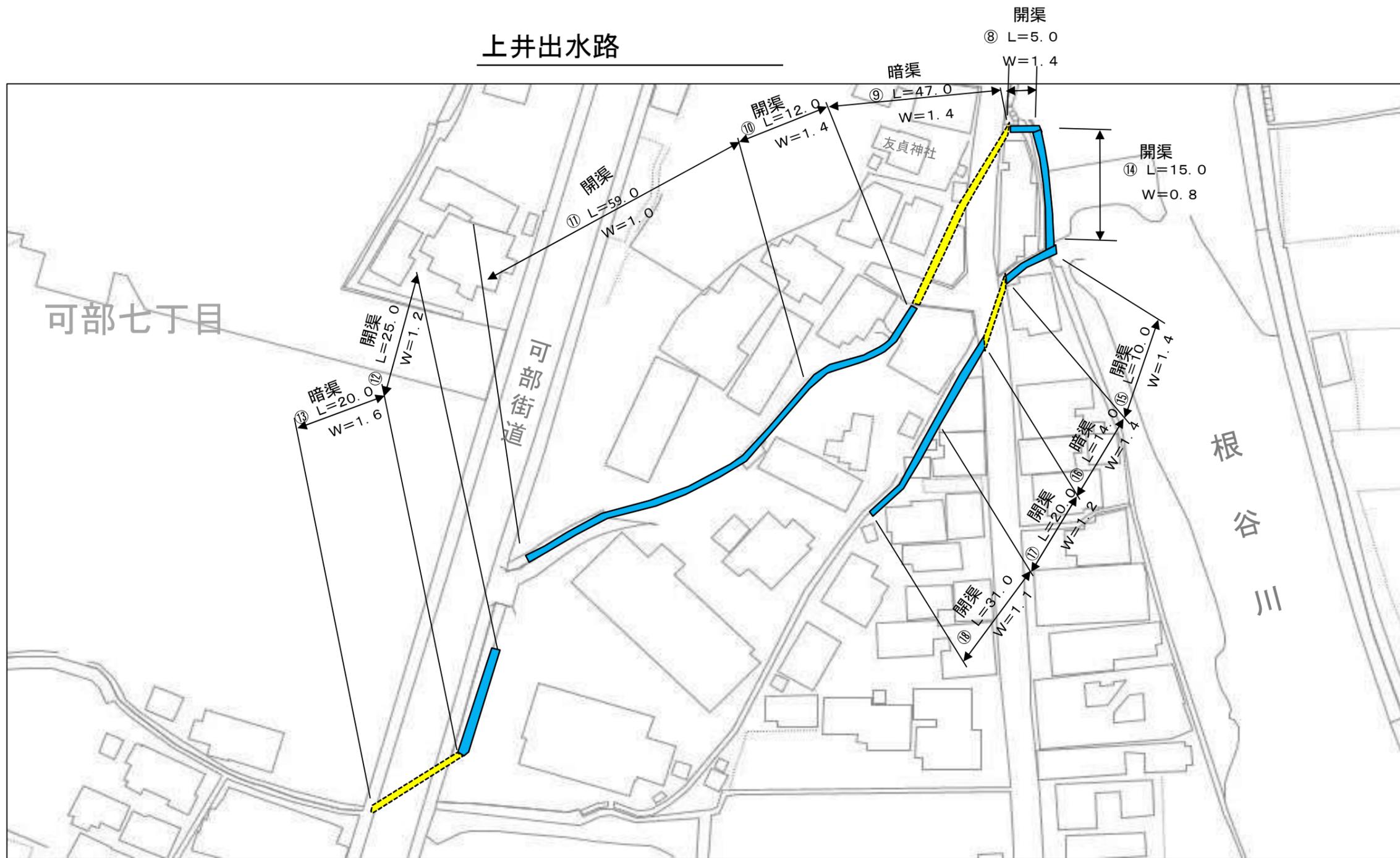


凡例

開渠	② ③ ④ ⑥	
暗渠	① ⑤ ⑦	

中島1号ほか6か所水路しゅんせつ業務(7-1)			
図名	平面図		
図番	2 葉中 1	縮尺	—
			年月日
			R7.12
広島市安佐北区役所農林建設部農林課			

上井出水路



下井出水路

凡例

開渠	⑧ ⑩ ⑪ ⑫	
	⑭ ⑮ ⑰ ⑱	
暗渠	⑨ ⑬ ⑯	

中島1号ほか6か所水路しゅんせつ業務(7-1)				
図名	平面図			
図番	2 葉中 2	縮尺	—	
			年月日	
			R7.12	
広島市安佐北区役所農林建設部農林課				

登録単価一覧表

工種	種別	単位	単価	備考
中間処理費	セメント固化	m3	6,500	
処分費	(運搬費+最終処分費)	m3	22,000	